

茂原市農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時 令和6年12月10日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 齋藤輝児	8番 小川克巳(第二副小委員長)
9番 糸久敏秀	10番 小高一夫(第一副小委員長)
11番 光橋正人(第二小委員長)	13番 杉浦文子(会長職務代理者)
14番 鬼島一郎(会長)	

出席推進委員 13名

平野芳之	島田喜昭	小高明	若菜敏郎
林壽一	深山文雄	風戸茂樹	河野喜昇
小倉敏行	長谷川理成	鬼原一	金澤哲
杉崎茂			

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係長 片岡雄一
係長 芝崎一郎	主査 鈴木秀彦	副主査 吉田茂則

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 14件
- ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見回答について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第13回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が8件のところ、7号議案が取下げとなり7件、農地法第4条の規定による許可申請が1件、農地法第5条の規定による許可申請が15件のところ、21号議案について保留してほしいとの申し出があり14件で併せて22件となっております。この他に議案第25号では、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、議案第26号では、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）、議案第27号では、農地利用集積促進計画案の意見回答についてご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第13回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は11番光橋委員、13番杉浦委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは農地法第3条の規定による許可申請について1号議案から8号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに1号議案です。申請地は弓渡字下ノ割地先外6筆、田41.09㎡、畑296㎡、合計337.09㎡を売買しようとする申請です。買受人は千葉市の★★さん、売渡人は東京都の★★さん外1人です。申請理由は、自作地に隣接しているためです。営農計画として、買い受ける農地にてカボチャを作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと草刈り機を1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上です。周辺地域との関係については、農薬の使用方法については地域の基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は榎神房地先、田1,520㎡を売買しようとする申請です。買受人は桂の★★さん、売渡人は榎神房の★★さんです。申請理由は、自宅から近いからです。営農計画として、買い受ける農地にて水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植機、コンバインを1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上です。周辺地域との関係については、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案ですが、4号議案と交換の申請になりますので併せて説明いたします。申請地は長谷字鶴台地先外1筆と長谷字滝前地先外2筆、田2,879㎡と田2,204㎡を交換しようとする申請です。譲受人は3号議案が長谷の★★さん、

4号議案が長谷の★★さん、譲渡人はその逆です。申請理由は、申請地はそれぞれ自作地についており、交換することによってお互いの利便性が良くなるためとのことです。譲り受ける農地にて、水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在、両名が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有について、★★さんはトラクターと耕運機を1台ずつ所有しており、田植機については、リースにて借り受ける計画です。また★★さんはトラクター、田植機、コンバインを1台ずつ所有しています。労働力、技術について、★★さんは世帯員1名、★★さんは世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、共に従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域の決まりに従い耕作したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案ですが、こちら6号議案と交換の申請になりますので併せて説明いたします。申請地は長谷字堰上地先外1筆と同じく堰上地先、田984㎡と田869㎡を交換しようとする申請です。譲受人は5号議案が長谷の★★さん、6号議案が長谷の★★さん、譲渡人はその逆です。申請理由は、申請地はそれぞれ自作地についており、交換することによってお互いの利便性が良くなるためとのことです。譲り受ける農地にて、水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在、両名が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有について、★★さんはトラクターと耕運機を1台ずつ所有しており、田植機については、リースにて借り受ける計画です。★★さんはトラクター、耕運機、田植機を1台ずつ所有しています。労働力、技術について、共に世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、共に従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域の決まりに従い耕作したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして7号議案ですが、去る5日の小委員会で申請地が荒れていると指摘がありました。譲受人に確認したところ来年2月頃、草刈りをするとのことなので、それから申請してはどうでしょうかと提案したところ、今月は取下げる旨、お話がありましたので今月は取下げとします。

続きまして8号議案です。申請地は千町字柳保田地先外2筆、田3,047㎡を売買しようとする申請です。買受人は東郷の★★さん、売渡人は千町の★★さんです。申請理由は、申請地を耕作しているため取得したいとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて大豆やその他の野菜の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターが3台、田植機、コンバインを1台ずつ所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上です。周辺地域との関係について、地域の決まりに沿った農薬の使用をすることです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

説明は以上です。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第一
副小委員長

本来であれば、小委員長から報告するところですが、本日欠席ですので私から報告させていただきます。小委員会の審議結果を報告します。1号議案、弓渡の件は問題なく許可となりました。2号議案、榎神房の件は問題なく許可となりました。3号、

4号議案が交換ということですが、問題なく許可となりました。5号と6号議案も交換ということですが、問題なく許可となりました。7号議案、こちらは申請取下げとなりました。8号議案、千町の件ですが、こちらも問題なく許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現場はきれいに草刈りしてありまして、問題なく許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 きれいに耕作してありますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号、4号議案と5号、6号議案がそれぞれ交換での申請です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 お互いの利便性を高めるためとのことでの交換ですから、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 お互いの利便性を考えて交換ということですが、一部に草が生えているところがあり地元の委員に確認したところ、除草作業は進んでいるようで今後もきれいに耕作していただけるものと思われまますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号、4号議案と5号、6号議案のそれぞれ交換ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号、4号議案と5号、6号議案は許可ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人は以前よりこの農地を借りて耕作していて、他の農地についてもきれいにしておりますので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地調査の際、コンバインを入れて大豆の刈り取り作業中でして、きれいにしておりますので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第4条の規定による許可申請について9号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。
9号議案です。申請地は、茂原字南三貫野地先外1筆、田944㎡のうち364.38㎡です。茂原の★★さんが貸駐車場用地とする申請です。申請理由は、近隣の店舗から要望があるためです。事業計画として、駐車場10台分です。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農

地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 小委員会の審議結果を報告します。9号議案、駐車場ですがこれも問題なく許可相当となりました。以上です。

会長 9号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 県道付きの土地であり、登記地目は田となっておりますが現況はだいぶ前から埋め立てられており、道路と同じ高さになっておりました。周辺については店舗や駐車場が多くありまして、用途地域内の3種農地ということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 すぐそばでドラッグストアを建設中なんですけど、その駐車場として借りるとのことですので、問題なく許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について10号議案から24号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに10号議案ですが、11号議案と一体計画となります。申請地は、高田字作網地先外1筆、田935㎡です。東金市の★★さんが、法目の★★さん外1人から土地を買い受けて中古車展示場、修理車両置場、大型特殊車両転回場所用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、業務拡大により既存の施設が手狭になっており、施設拡張にあたり隣接地で適地であるためです。事業計画として、販売用の中古車展示10台、修理車両置場8台、他に大型車両の転回スペースを設けることとなっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えないものについては、農地法施行規則第35条第5号の規定に該当し例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。他法令に基づく必要な申請について、残土条例については特定事業許可申請が市環境保全課に提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成に際してL型コンクリート擁壁設置により土砂流失がないものとなっております。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。★★並びに★★から意見書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、早野字梅田地先、田1, 388㎡です。中

の島町の★★さんが、早野の★★さんから賃貸借の設定により土地を借り受けて貸駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、当該地に隣接する会社から駐車場としての要望があるためです。事業計画として、普通車14台、大型トラック3台を計画しております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は街区の占める宅地の割合が40パーセントを超えていることから、農地法施行令第7条第2号bのイに該当し、第3種農地と判断されます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、当該地は整地されており、今回の申請にあたり始末書が提出されております。

続きまして13号議案です。申請地は、綱島字宮田地先外1筆、田2,392㎡です。★★が、綱島の★★さんから土地を買って駐車場用地とする申請です。申請理由は五郷福祉センターの施設利用者が多く、駐車場が不足しているためです。土地選定理由は、隣接地であり駐車場として適しているためです。事業計画として、車両67台分を見込んでおり、また、災害時には避難世帯用に100台分の駐車台数を見込んだものとなっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、特定都市河川浸水被害対策に基づく協議について千葉県からの同意書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成に際して隣接農地への対策は、L型コンクリート擁壁の設置を計画しております。排水について、雨水は特定都市河川浸水被害対策として雨水浸透貯留槽を設置、流出抑制対策後に側溝へ放流となります。隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案ですが、18号議案までの5議案で一体計画となります。申請地は、小林字西ノ前地先外6筆、田1,213.84㎡のうち594.33㎡、畑1,811.54㎡のうち257.42㎡、合計3,025.38㎡のうち851.75㎡です。早野の★★さんが、小林の★★さん外5人から土地を買って、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、住環境が良好な場所で分譲地として適しているためです。事業計画として、宅地分譲5区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。

排水についてですが、お配りいたしました資料には雨水が側溝放流、汚水は公共下水道と記述されていますが、雨水自然浸透に修正願います。隣接農地所有者は3人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして19号議案です。申請地は、小林字芝地先外2筆、田297㎡、畑349㎡、合計646㎡です。長尾の★★さんが、小林の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、住環境が良好な場所で

分譲地として適しているためです。事業計画として、宅地分譲2区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

また、小委員会にて、当該地に重機が入っていたことに指摘が入り、理由を申請者側に確認したところ、測量の準備のため樹木の伐根をしたためとのことです。現在申請中ですので、現状を変えないよう申請者に伝えたことを報告いたします。

続きまして20号議案です。申請地はゆたか地先、畑262㎡です。隣接する宅地の135.43㎡と併せて397.43㎡を一体利用するものです。市原市の★★さんが、長尾の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、将来を考え物件を探していたところ現在の生活環境を変えることなく生活できる場所であったためです。事業計画として、木造二階建て、建築面積約69㎡、延べ床面積約118㎡、他にカーポートの設置を予定しております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、コンクリートブロックを設置して土砂流出対策を行います。排水は雨水が側溝へ放流、汚水は公共下水道に接続します。隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして21号議案ですが、申請代理人から、他法令に基づく必要な申請にあたり雨水浸透阻害行為許可申請について、見直しをしており保留してほしいとの申し出がありましたのでご報告いたします。

続きまして22号議案ですが、24号議案までの3議案で一体計画となります。申請地は、押日字舟戸地先外8筆、田2,796.16㎡です。隣接する山林、雑種地534.39㎡と併せて3,330.55㎡で一体利用するものです。山崎の★★さんが、押日の★★さん外2人から土地を買い受けて店舗兼事務所用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、豊田川沿いにある既設事務所の水害を回避するための土地を探したところ、当該地が最適地であるためです。事業計画として、鉄骨造平屋建て店舗事務所、建築面積253.04㎡、駐車場が社員、来客、作業車両併せて26台分となります。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。他法令に基づく必要な申請にあたり、開発行為許可申請、雨水浸透阻害行為許可申請、道路法施行承認申請については長生土木事務所と、特定事業許可申請については長生地域振興事務所とそれぞれ協議中です。周辺農地の営農条件への支障について、造成に際してコンクリートブロックの設置を計画しております。排水は雨水が排水管放流、汚水は合併浄化槽処理後排水管放流です。隣接農地所有者は1人おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 小委員会の審議結果を報告します。10号議案ですが、11号議案と一体計画となりまして問題なく許可相当となりました。12号議案、貸駐車場とのことで問題なく許可相当となりました。13号議案、綱島の駐車場ですが、こちらも問題なく許可相当となりました。14号から18号議案までの一体計画ですが、これも問題なく許可相当となりました。19号議案、小林の宅地分譲ですが問題なく許可相当となりました。20号議案、ゆたかの専用住宅ですが問題なく許可相当となりました。22号から24号議案が一体計画ですが、店舗兼事務所ということで問題なく許可相当となりました。以上です。

会長 10号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は荒れていて農地への再生は困難な土地で、今回の転用計画によって整備されますので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この入口について、農道が狭いので大型車が入る場合、道路が崩れることが心配されますが、いかがでしょうか。

★★委員 地元と協議した中で農道は使用しないと事業者より話がありまして、バイパス側から出入りして既存施設を通して利用することを確認しております。

風戸推進委員 分かりました。許可相当で問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地を見たところ現況は田んぼでございましたが、耕作はしていなく荒れている状態でした。1種農地ということですが、既存施設の拡張で例外規定が適用されるということですし、地元委員も含め地元で協議されているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号、11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号、11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請地は砂利敷きの駐車場ですが始末書が添付されているので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地はもう駐車場として使われていて砂利が敷かれておりますが、始末書が出ているのとことと3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 数年前に市から地権者に話があって、そのころから米を作るのをやめていまして今は荒れている状態です。擁壁と排水構造物を設置するそうですので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 2種農地ですが、福祉センターの駐車場ということで災害時には避難者の駐車場としても使えるということで、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして14号から18号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地の南側は、病院や住宅が建っており、用途地域の3種農地ということで問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。14号から18号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号から18号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして19号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 オートバイ屋の裏側の住宅地の中で、現地を見に行った時に重機が入っていて作業をしていまして、事務局が確認したところ、木を伐採して処分をしていたとのことです。3種農地ですので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 私が現地を見に行った時にも重機を使って木の株を片付けていたんですが、ここは以前から雑草が茂ってましたので、きれいになって良いと思いますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。19号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは19号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして20号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 土地区画整理の事業地で住宅建築を目的とした場所ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。20号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは20号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして21号議案ですが、他法令申請の関係で今回は保留といたします。続きまして22号から24号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは以前に農地造成の許可を出した土地の隣で、いま埋立てをしている最中でし

たが、本案件も川側に擁壁を建てて埋立てをするそうですから、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 10月に盛土の申請があった土地の隣で、南北に河川と県道、東西にアパートと駐車場に囲まれておまして、現地は荒れております。県道から2mほど低地ですのでブロックと土留めを設置して盛土するとのことですので、周辺への影響はないと考えますので問題ないと思います。

★★委員 事務局に質問ですが、説明資料図面の斜線部分はなんですか。

事務局 農地以外に一体利用する土地で、地目が山林と雑種地です。

★★委員 分かりました。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 県道千葉茂原線と河川に挟まれた土地で、現在は草が繁茂していますが、農地造成の一時転用許可をした隣接地ですし、店舗事務所を建てるとのことですので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。22号から24号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは22号から24号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして25号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。なお、議事参与の制限により★★委員は退席をお願いします。(★★委員退室)事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第25号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは25号議案については承認とさせていただきます。★★委員、入ってください。(★★委員入室) 続きまして26号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは26号議案については承認とさせていただきます。続きまして27号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第27号農用地利用集積等促進計画案の意見回答について説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは27号議案については承認とさせていただきます。次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。